

議案第 6 1 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。